

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領

平成20年11月21日	管理者決裁
平成21年 3月12日	一部改正
平成23年 3月30日	一部改正
平成24年 2月27日	一部改正
平成25年 3月29日	一部改正
平成26年 3月 4日	一部改正
平成27年 3月27日	一部改正
令和2年 9月30日	一部改正
令和3年 3月31日	一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市交通局（以下「交通局」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者が、当該建設工事に係る請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）又は地域建設業経営強化融資制度（以下「下請セーフティネット事業等」という。）を利用する場合に、札幌市交通局建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合等の事務取扱に關し必要な事項を定める。

(債権譲渡の承諾の対象)

第2条 債権譲渡の承諾の対象は、札幌市交通局工事施行規程（平成4年交通局規程第18号。以下「施行規程」という。）第2条第2号に規定する工事（当該工事が複数年度にわたる場合にあっては、工事の最終年度の初日が経過しており、かつ、当該最終年度内に終了が見込まれる工事に係るものとする。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する場合は、複数年度にわたる場合にあっても、債権譲渡の承諾申請時点において次年度に工期末を迎えることとし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。）に係る工事請負代金債権とする。ただし、次に掲げる工事に係るものは除く。

- (1) 札幌市交通局低入札価格調査要領（平成14年7月26日管理者決裁）第8条第1項の規定による低入札価格調査を行った工事で、当該低入札価格調査を受けた者が落札者となったもの
- (2) 履行保証を付した工事のうち、交通局が役務的保証を必要とする工事

(3) その他管理者が債権譲渡の承諾を不適当と認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 下請セーフティネット事業等を利用するため、管理者が、債権譲渡を承諾する債権の範囲は次のとおりとする。

(1) 当該工事が完成した場合にあっては、工事約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金債権の額から、交通局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事に係る請負契約（以下「工事請負契約」という。）により発生する遅延損害金等の、交通局が当該工事請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。

（当該工事が複数年度に渡る場合にあっては、交通局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金は、債権譲渡を承諾した年度（以下「債権譲渡承諾年度」という。）に交通局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金とみなし、債権譲渡承諾年度の前の年度までに交通局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金（以下「既払金」という。）を控除した金額の内訳に加えることとする。）

(2) 当該工事請負契約が解除された場合にあっては、工事約款第52条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金債権の額から、交通局が既に支払いをした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の、交通局が当該工事請負契約に基づき契約の相手方に対して請求できる債権の額を控除した額とする。（当該工事が複数年度に渡る場合にあっては、交通局が既に支払をした当該工事に係る前払金、中間前払金及び部分払金は、債権譲渡承諾年度の前払金、中間前払金及び部分払金とみなし、既払金を控除した金額の内訳に加えることとする。）

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項第1号及び第2号の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。

3 前2項の事項については、債権譲渡承諾書（様式1又は様式2若しくは様式2-2）において明らかにするものとする。

4 第2項の場合においては、この要領の規定により債権譲渡をした者（以下「債権譲渡人」という。）は、債権を譲り受けた者（以下「債権譲受人」という。）に変更後の契約書の写しを提出して通知しなければならない。

5 第1項の契約の相手方に対して請求できる債権の額は、当該工事請負契約に係る契約保証金その他当該請求できる債権の額に充当することができる金銭を当該債権に充当した場合は、当該充当した後の額とする。

(債権を譲渡できる者)

第4条 下請セーフティネット事業等における債権を譲渡できる者は、交通局が発注する工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とし、以下「元請業者」という。）とする。

（債権を譲り受けることができる者）

第5条 下請セーフティネット事業等における債権を譲り受けることができる者は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（元請業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行うもの（以下「事業協同組合等」という。）とする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第6条 管理者は、当該工事の出来高（複数年度にわたる場合にあっては、最終年度の工事に係る出来高。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の場合は、当該工事全体に対する出来高。）が2分の1以上に到達したと認められる日以降でなければ、債権譲渡を承諾してはならない。

（出来高確認）

第7条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、事業協同組合等が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、事業協同組合等は、管理者に工事出来高査定協力依頼書（様式3）を提出するものとする。
- 3 前項の工事出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、管理者は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（債権譲渡の承諾の申請）

第8条 下請セーフティネット事業等を利用しようとする元請業者は、下請セーフティネット事業等のいずれか1つのみを選択した上、事業協同組合等との間に、選択した制度に係る本市の債権譲渡の承諾があったことを停止条件とする債権譲渡契約を締結するものとする。

- 2 債権譲渡の承諾を受けようとする者は、管理者に申請をしなければならない。

3 前項の申請に際しては、元請業者と事業協同組合等が共同して次の申請書類を管理者に提出するものとする。この場合において、当該申請書類の提出に当たっては施行規程第2条第4号に定める契約担当部長の部の契約担当課（以下「総務課」という。）に持参するものとし、郵送による提出は認めないものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書 3通

- ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択する場合（様式1）
- イ 地域建設業経営強化融資制度を選択する場合（様式2（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については様式2-2））

(2) 元請業者と事業協同組合等の締結済の債権譲渡契約証書の写し1通

- ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択する場合（様式は、平成14年12月18日付け国官会第1812号、国地契第61号、国官技第230号、国営計第138号（以下「平成14年12月18日付け国官会第1812号」という。）に定める様式3-①又は様式3-②に準じたものとする。なお、国土交通省において当該通知が改正された場合には、改正後の通知に基づくものとする。）（参考様式）
- イ 地域建設業経営強化融資制度を選択する場合（様式は、平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号（以下「平成20年10月17日付け国官会第1255号」という。）に定める様式3に準じたものとする。なお、国土交通省において当該通知が改正された場合には、改正後の通知に基づくものとする。）（参考様式）

(3) 工事履行報告書（様式4） 1通

(4) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書1通

(5) 振興基金が発行する債務保証承諾書等の写し1通

（債権譲渡の承諾基準）

第9条 管理者は、次に掲げる要件のすべてが満たされていることを確認した場合に、債権譲渡を承諾するものとする。

(1) 下請セーフティネット事業等のうち、いずれか1つの債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。

- ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、様式1を、地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、様式2（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については様式2-2）を使用し、定められた必要事項のすべてが記載されていること。

- イ 元請業者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致していること。

- ウ 事業共同組合等の名称及び代表者職氏名が振興基金が発行する債務保証承諾書等の写しに記載されている被保証者名と一致していること。
 - エ 契約締結日、工事名、工事場所、工期に誤りがなく、かつ、第2条に定める債権譲渡の対象となる債権に係る工事であること。
 - オ 工事請負代金債権額、支払済の既払金額、前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡をしようとする額（申請時時点）が、工事請負契約に基づき元請業者が請求できる工事請負代金債権の額と一致していること。
- (2) 前号で選択した制度に係る締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。
- ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択した場合は、平成14年12月18日付け国官会第1812号に定める様式3-①又は様式3-②に準じたものを使用し、地域建設業経営強化融資制度を選択した場合は、平成20年10月17日付け国官会第1255号に定める様式3に準じたものを使用していること。
 - イ 元請業者及び事業協同組合等の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が前号で選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書のものと一致していること。
- (3) 工事履行報告書が提出されていること。
- ア 当該工事の出来高（複数年度にわたる場合にあっては、最終年度の工事に係る出来高。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の場合は、当該工事全体に対する出来高。）が、2分の1以上であることを確認すること。
 - イ 元請業者が作成していること。
 - ウ 元請業者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が、第1号で選択した制度に係る債権譲渡承諾依頼書のものと一致していること。
- (4) 前条第2項の申請に係る工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、当該保険又は保証に係る約款等により承諾が義務付けられているものである場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。
- ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。
 - イ 交通局に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。
- (5) 振興基金が事業協同組合等に対して発行した保証事業についての債務保証承諾書等の写しが提出されていること。
- (6) 当該工事請負契約が解除されていないこと又は工事約款第45条各号又は第46条各号に該当する恐れがないこと。
- (7) 元請業者が当該工事請負代金債権の債権者であること。

（債権譲渡の承諾手続）

第10条 債権譲渡の承諾は、第8条に基づく適正な申請書類の提出を受けた後、前条の事項を確認したうえで、速やかに債権譲渡の承諾のための手続を行うこと。この場合、第8条に規定する申請書類等に債権譲渡承諾チェックリスト（様式5）を添付すること。承諾後、債権譲渡承諾書の確定日付印欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書を元請業者及び事業協同組合等にそれぞれ1通を交付することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による債権譲渡承諾書の交付は、申請書類の提出を受けた後、7日以内（期限の日が休日に当たるときは、当該休日以後最初の休日でない日をもってその期限とみなす。）に行うものとする。
- 3 管理者は、債権譲渡整理簿（様式6）により債権譲渡の承諾の申請及び承諾状況を管理するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第11条 第8条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第9条の基準が満たされていることが確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、速やかに、承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式7）を元請業者及び事業協同組合等にそれぞれ1通を交付することにより行うものとする。

（債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱）

第12条 債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事については、中間前金払及び部分払（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については、会計年度末における部分払を除く。）の請求はできないものとする。なお、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については、最終年度の前金払、中間前金払及び部分払についても請求することができないものとする。

（融資実行の報告書等の要求）

- 第13条 債権譲渡の承諾後、元請業者及び事業協同組合等は、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式8）を管理者に提出するものとする。
- 2 元請業者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを管理者に提出するものとする。

(請負代金の請求等)

第14条 第9条の規定により承諾を受け、工事請負契約に係る債権を譲り受けた事業協同組合等が、当該債権の支払を請求するときは、次に掲げる書類を管理者に提出するものとする。この場合において、当該書類の提出に当たっては、総務課に持参するものとし、郵送による提出は認めないものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式9）1通
 - (2) 債権譲渡承諾書の写し1通
 - (3) 管理者が請負業者あてに通知する当該工事の請負代金額（委託料）の部分払金額の決定について（通知）の写し1通（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年末満の複数年度工事の会計年度末における部分払の請求時のみ）
- 2 管理者は、前項各号の書類により請求者の請求権及び債権金額等を債権譲渡承諾チェックリストを使用して確認のうえ、所定の手続を経て当該工事請負契約に係る債権の額を支払うものとする。

(様式類の整備)

第15条 保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合等における取扱や契約書その他の様式類等で本要領に定めのないもの（金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、下請負人の受益の意思表示書、受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書、公共工事金融保証証書等（以下「様式類」という。））は、保証事業の監督官庁や振興基金が定め、又は当該事業協同組合等が、当該事業協同組合等の監督官庁、保証事業の監督官庁あるいは、振興基金と協議のうえ、必要な手続を経て定めるものとする。

(不正時の対応)

第16条 保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督官庁、振興基金、又は捜査機関等が、元請業者又は事業協同組合等が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、管理者は、当該不正を行った元請業者又は事業協同組合等を本要領の債権を譲渡することができる者又は債権を譲り受けることができる者の対象から除外するものとする。

- 2 元請業者又は事業協同組合等が提出した書面等が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、管理者は、保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他事項)

第17条 下請セーフティネット事業等は、健全な元請業者が積極的に活用すべきものであるので、債権譲渡の承諾を申請したことをもって、元請業者の経営状況が不安定である

とみなし、又は指名競争入札の指名等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。

- 2 下請セーフティネット事業等に係る債権譲渡によって、元請業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、下請セーフティネット事業等に関し必要な事項は、その都度管理者が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年11月21日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領は、施行日以後締結される工事請負契約に係る請負代金債権及び施行日前に締結された工事請負契約であって施行日において請負代金債権が支払われていないものについて適用し、既に請負代金債権が支払われたものについては、なお従前の例による。
- 3 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は令和8年3月末までの間に限り行うものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 12 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年9月30日から施行する。
- 2 改正後のこの要領の規定は、令和2年4月1日以後に契約を締結した工事に係る債権から適用し、令和2年3月31日以前に契約を締結した工事に係る債権については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。